

生産緑地法に関する事務手続き要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の指定、生産緑地地区内における行為の通知、買取り申出、特定生産緑地の指定等の事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(生産緑地地区の指定の申出)

第2条 自己の所有する農地等について生産緑地地区の指定を受けようとする者は、生産緑地地区指定希望申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生産緑地地区の指定同意書（様式第2号）
- (2) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (3) 印鑑登録証明書（原本）
- (4) 区域図
- (5) 地目が農地以外である場合にあつては、農業委員会が発行する土地現況証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(生産緑地地区内における行為の通知等)

第3条 法第8条第4項の規定により生産緑地地区内において法第8条第1項ただし書きに係る行為をしようとする者は、あらかじめ、生産緑地地区内における行為通知書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 工程表
- (7) 現況写真
- (8) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (9) 当該行為をしようとする者と所有者が異なる場合にあつては、土地使用承諾書（様式第4号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定による通知に係る生産緑地が贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けているときは、所管する税務署に、買取り申出等の事実の通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(生産緑地の買取り申出の受理)

第4条 生産緑地の所有者は、法第10条の規定により買取りの申出をするときは、生産緑

地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）第6条に規定する生産緑地買取申出書（別記様式第二）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - (2) 印鑑登録証明書（原本）
 - (3) 主たる従事者の死亡又は故障の場合にあつては、農業委員会が発行する生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書
 - (4) 主たる従事者の死亡の場合にあつては、戸籍個人事項証明書、住民票の除票、死亡診断書の写し等、死亡の事実が確認できるもの
 - (5) 主たる従事者の故障の場合にあつては、医師の診断書（農業に従事できない旨が明記されたものに限る。）その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類
 - (6) 当該生産緑地が他人の権利の目的となっている場合にあつては、権利を消滅させる旨の書面（様式第6号）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申出書を受理したときは、生産緑地買取申出受理通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定による買取り申出のあった生産緑地が贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている場合についても準用するものとする。

（申出に対する買取り等の通知）

第5条 市長は、法第12条第1項の規定による通知を、生産緑地買取申出に対する通知書（様式第8号）により行うものとする。

（行為制限の解除の通知）

第6条 市長は、法第14条の規定により行為の制限が解除されたときは、生産緑地地区内における行為制限解除通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（生産緑地の買取り希望申出）

第7条 法第15条第1項の規定により買取り希望の申出をする者は、規則第9条に規定する生産緑地買取希望申出書（別記様式第三）に第4条第1項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、前項の申出書の提出があつた場合についても準用するものとする。

（主たる従事者の変更の届出）

第8条 生産緑地の所有者は、生産緑地の主たる農業従事者に変更があつたときは、生産緑地の主たる農業従事者の変更届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 区域図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(生産緑地に関する事務処理体制)

第9条 市長は、生産緑地に関する事務手続きを円滑に進めるため、事務処理体制を別表に定めるものとする。

(特定生産緑地の指定等に係る農地等利害関係人の同意)

第10条 市長は、法第10条の2第3項に規定する農地等利害関係人の同意について、特定生産緑地指定申請兼同意書(様式第11号)により確認するものとする。また、法第10条の3第3項において準用する農地等利害関係人の同意については、特定生産緑地指定期限延長申請兼同意書(様式第12号)により確認するものとする。

2 前項の申請兼同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (2) 農地等利害関係人全員の印鑑登録証明書(原本)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により特定生産緑地の指定又は特定生産緑地の指定の期限の延長に係る農地等利害関係人の同意を確認した場合において、当該農地等利害関係人から同意を撤回する旨の申出があったときは、その確認を取り消すことができる。当該申出が法第10条の2第4項(同法第10条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示又は通知を行った後に行われた場合であっても、同様とする。

4 前項に規定する農地等利害関係人の同意の撤回の申出は、特定生産緑地指定申請兼同意書取下げ書(様式第13号)又は特定生産緑地指定期限延長申請兼同意書取下げ書(様式第14号)を申出基準日又は指定基準日より前の日であって別に定める日まで提出して行わなければならない。この場合において、第1項の規定による市長の同意の確認を受けるために添付した第2項の書類の内容に変更があったときは、変更後の書面を特定生産緑地指定申請兼同意書取下げ書等に添付しなければならない。

5 市長は、農地等利害関係人の同意の確認を取り消すとき(法第10条の2第4項(同法第10条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示又は通知を行った後に同意の確認を取り消す場合に限る。)は、あわせて当該特定生産緑地の指定又は特定生産緑地の指定の期限の延長を取り消すとともに、その旨を公示し、特定生産緑地の指定取消通知書(様式第15号)により農地等利害関係人に通知するものとする。

(特定生産緑地の指定の提案)

第11条 法第10条の4第1項に規定する特定生産緑地の指定の提案をしようとする生産緑地所有者は、特定生産緑地指定提案兼同意書(様式第16号)に前条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特定生産緑地に指定しない旨の通知)

第12条 市長は、前条の規定による指定の提案があった生産緑地について指定をしないこととしたときは、法第10条の4第2項の規定によりその旨及びその理由を、特定生産緑地に指定しない旨の通知書(様式第17号)により当該提案者に通知するものとする。

(農地等利害関係人への通知)

第13条 市長は、法第10条の2第1項の規定により特定生産緑地の指定をしたときは、法第10条の2第4項の規定により公示するとともに、その旨を特定生産緑地指定通知書（様式第18号）により農地等利害関係人に通知するものとする。

2 市長は、法第10条の3第1項の規定により特定生産緑地の指定の期限の延長をしたときは、法第10条の3第3項の規定により公示するとともに、その旨を特定生産緑地指定期限延長通知書（様式第19号）により農地等利害関係人に通知するものとする。

3 市長は、法第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定の解除をしたときは、法第10条の6第2項の規定により公示するとともに、その旨を特定生産緑地指定解除通知書（様式第20号）により農地等利害関係人に通知するものとする。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、生産緑地法に関する事務手続きに関し必要な事項は、都市計画室長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年5月1日から施行する。